

令和4年 第5回栗原市農業委員会総会議事録

令和4年5月27日 午後1時30分、下記の件の議定のため、令和4年 第5回栗原市農業委員会総会を、栗原市役所金成庁舎に招集した。

- 日程第 1 議事録署名委員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 事務報告
- 日程第 4 報告第 1号 農地の現状変更届出について
- 日程第 5 報告第 2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第 6 報告第 3号 使用貸借権の解約通知について
- 日程第 7 議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第 8 議案第 2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程第 9 議案第 3号 農地転用事業計画変更承認申請について
- 日程第10 議案第 4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第11 議案第 5号 農用地利用集積計画について
- 日程第12 議案第 6号 非農地証明願について
- 日程第13 議案第 7号 農地利用状況調査に伴う非農地の判断について

1 出席委員 (23名)

- | | |
|-------------------|-----------------|
| 1番 佐々木 栄 夫 委員、 | 2番 佐藤 勝 委員、 |
| 4番 佐々木 弘 委員、 | 5番 遊佐 一成 委員、 |
| 6番 菅原 勝宏 委員、 | 7番 岩淵 敬一 委員、 |
| 8番 米山 嘉彦 委員、 | 9番 阿部 一信 委員、 |
| 10番 曾根 金雄 委員、 | 11番 三浦 正勝 委員、 |
| 12番 鈴木 和子 委員、 | 13番 芳賀 博秋 委員、 |
| 14番 尾形 陽一郎 委員、 | 15番 高橋 寛 委員、 |
| 16番 狩野 善典 委員、 | 17番 佐々木 耕太郎 委員、 |
| 18番 高橋 榮一 委員、 | 19番 岩淵 弘 委員、 |
| 20番 三浦 栄 委員、 | 21番 大沢 純香 委員、 |
| 22番 大場 裕之 委員 | |
| 23番 吉田 優俊 会長職務代理者 | |
| 24番 鈴木 康則 会長 | |

2 欠席委員 (1名)

- 3番 熊谷 ゆり 委員

3 議事に参与した者

事務局長	小野寺	世 洋
事務局長補佐	小 山	雅 規
農地農政係 主 幹	高 橋	潤
農地農政係 主 幹	大 場	香
農地農政係 主 事	菅 原	佑 太

(午後1時30分 開会)

議長

ご起立願います。

ご苦勞様です。ご着席願います。

はじめに、私事ですが、前回の総会を欠席してしまいまして、吉田代理をはじめ皆様にご迷惑をおかけしました。申し訳ありませんでした。

さて、田植えもほぼ終わり一息といったところですが、市内では新型コロナの感染者が依然として報告されております。

感染防止対策を徹底されまして、引き続き健康にご留意いただければと存じます。

それでは、只今から、令和4年 第5回 栗原市農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は、23名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

欠席の通告があります。

議席番号3番 熊谷 ゆり 委員 から所要のため、欠席する旨の通告がございます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議案説明等のため、事務局長ほか関係職員を出席させております。

なお、新型コロナウイルス感染症予防対策のため、会議場の換気をしております。

また、皆様にはマスク着用をお願いいたします。

議長

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、農業委員会会議規則第27条の規定により、議席番号1番 佐々木 栄夫 委員、議席番号2番 佐藤 勝 委員 の兩名を指名いたします。

議長

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日間としたいと思いますが、これに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長

ご異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

日程第3、事務報告を行います。事務局から報告いたします。

事務局

議案資料に基づき、令和4年4月27日から令和4年5月27日までに実施の事務事業等の報告並びに、令和4年5月28日から令和4年6月28日までに予定している事務事業等について説明。

議長

これで、日程第3、事務報告を終わります。

日程第4、報告第1号、農地の現状変更届出について、を報告いたします。

第3区の番号1番の1案件について、事務局から報告いたします。

事務局

第3区の番号1番は、栗駒地区の 田 4筆 1,944㎡、畑 1筆 322㎡、合計 2,266㎡、休耕田の耕作条件性向上のため盛土し土地の高低差を解消し、工事完了後はぶどうの木を定植する計画である旨の1案件、を説明。

議長

次に、去る5月23日、議席番号19番 岩渕 弘 委員、農地利用最適化推進委員の佐藤 東一 推進委員、及び、三浦 勇市 推進委員が現地確認調査を行っておりますので、その結果の報告をお願いいたします。

それでは、議席番号19番 岩渕 弘 委員 から報告願います。

岩渕 弘 委員

報告第1号 農地の現状変更届について、去る5月23日に4名にて、書類審査及び現地確認を行いました。

番号1番の内容につきましては、以前にも何度か別件で許可申請されたところであり、現況はすでに盛土され段差があり、ぶどうの木が準備され土をかけるばかりの状態です。許可にあたっては始末書が提出済みであり、農地の継続利用が確認できました。

以上、報告を終わります。

議長

これで、日程第4、報告第1号 農地の現状変更届出について、報告を終わります。

日程第5、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、を報告いたします。

第1区の番号1番から2番までの2案件、第2区の番号3番から13番までの11案件、合わせて13案件について、事務局から報告いたします。

事務局

第1区の番号1番は、築館地区の 田 14筆 12,088㎡、双方合意による農地中間管理事業にかかる賃貸借権解約の1案件、

番号2番は、瀬峰地区の 田 4筆 4,049㎡、売買のための農地法第3条による賃貸借権解約の1案件、

第2区の番号3番は、志波姫地区の 田 1筆 2,368㎡、畑 1筆 237㎡、合計 2,605㎡、双方合意による農地法第3条による賃貸借権解約の1案件、

番号4番は、志波姫地区の 田 5筆 4,802㎡、畑 3筆 1,050㎡、合計 5,852㎡

番号5番は、志波姫地区の 田 3筆 4,915㎡、

番号6番は、志波姫地区の 田 3筆 5,319㎡、

番号7番は、志波姫地区の 田 3筆 6,931㎡、

番号8番は、志波姫地区の 田 2筆 2,637㎡、

番号9番は、志波姫地区の 田 14筆 39,402㎡、

番号10番は、志波姫地区の 田 3筆 5,254㎡、

番号11番は、志波姫地区の 田 3筆 3,443㎡、

番号12番は、志波姫地区の 田 5筆 11,823㎡、

番号13番は、志波姫地区の 田 9筆 16,463㎡、

いずれも、双方合意による農地中間管理事業にかかる賃貸借権解約の10案件、

以上、13案件を説明報告。

議長

これで、日程第5、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、報告を終わります。

日程第6、報告第3号 使用貸借権の解約通知について、を報告いたします。

第1区の番号1番、第2区の番号2番から4番までの3案件、合わせて4案件について事務局から報告いたします。

事務局

第1区の番号1番は、築館地区の 田 1筆 291㎡、双方合意による農地中間管理事業にかかる使用貸借権解約の1案件、

第2区の番号2番は、若柳地区の 田 30筆 24,041㎡、畑 4筆 1,081㎡、合計 25,122㎡、農地法第3条による使用貸借権解約の1案件、

番号3番は、志波姫地区の 田 1筆 243㎡、畑 3筆 1,782㎡、合計 2,025㎡、

番号4番は、志波姫地区の 田1筆 597㎡、

いずれも、双方合意による農地中間管理事業にかかる使用貸借権解約の2案件、

以上、4案件を説明報告。

議長

これで、日程第6、報告第3号 使用貸借権の解約通知について、報告を終わります。

日程第7、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、議事参与の制限に該当する案件がありますので、はじめに、審議を行います。

第1区の番号5番の1案件を審議いたします。

議席番号17番 佐々木 耕太郎 委員は、議事参与の制限に当たりますので、退席願います。

暫時休憩いたします。(午後1時44分) (17番 佐々木 耕太郎 委員 退席)

議長

会議を再開します。(午後1時44分)

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号5番は、高清水地区の 田 1筆 1,471㎡、畑 1筆 1,033㎡、合計 2,504㎡、所有権移転売買の1案件で許可要件を満たしていることを説明。

議長

次に、去る5月20日、議席番号20番 三浦 栄 委員、農地利用最適化推進委員の氏家 優一 推進委員、及び、鎌田 英利 推進委員が現地確認調査を行っておりますので、その結果の報告をお願いいたします。

それでは、鎌田 英利 推進委員 から報告願います。

鎌田 英利 推進委員

議案第1号の1案件について、去る5月20日に4名にて、書類審査及び現地確認を行いました。

番号5番の内容につきましては、審査基準である全部効率利用要件、地域調和要件を勘案すると、特に問題ないと判断しました。

以上、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認め、次に、討論を行います。

討論ありませんか。

—「討論なし」の声—

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請 について、の番号5番の1案件について、原案を可とすることに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

議長

挙手多数であります。

よって、日程第7、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請 について、の番号5番の1案件は、原案を可とすることに決定いたしました。

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、委員の議事参与の制限を解き、17番 佐々木 耕太郎 委員の入場を許可いたします。

暫時休憩いたします。(午後1時46分) (17番 佐々木 耕太郎 委員 着席)

議長

会議を再開いたします。(午後1時46分)

次に、第1区の番号1番から番号4番、および番号6番の5案件について、審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号1番は、築館地区の 田 1筆 1,429㎡、
番号2番は、築館地区の 畑 2筆 1,982㎡、いずれも所有権移転売買の2案件、
番号3番は、築館地区の 田 2筆 426㎡、所有権移転贈与の1案件、
番号4番は、高清水地区の 田 1筆 77㎡、
番号6番は、一迫地区の 田 7筆 4,448㎡、いずれも所有権移転売買の2案件、
以上、5案件の説明と全て許可要件を満たしていることを説明。

議長

次に、去る5月20日、議席番号20番 三浦 栄 委員、農地利用最適化推進委員 の
氏家 優一 推進委員、及び、鎌田 英利 推進委員が現地確認調査を行っておりますので、
その結果の報告をお願いいたします。

それでは、鎌田 英利 推進委員 から報告願います。

鎌田 英利 推進委員

議案第1号の案件については、先ほどの4名にて、書類審査及び現地確認を行いました。
議案の詳細については事務局から説明のとおりです。

番号1番については、農業法人の経営合理化による所有権移転売買、

番号2番から4番、及び6番については、労力不足と相手方の要望による所有権移転
売買、及び所有権移転贈与となっており、審査基準である全部効率利用要件、地域調和要件
を勘案すると、特に問題ないと判断しました。

以上、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行
います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号7番から11番までの5案件について審議いたします。
それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号7番は、若柳地区の 田 1筆 99㎡、所有権移転売買の1案件、
番号8番は、若柳地区の 田 30筆 24,041㎡、畑 4筆 1,081㎡、合計
25,122㎡、
番号9番は、若柳地区の 田 24筆 23,693㎡、畑 3筆 748㎡、合計
24,441㎡、いずれも所有権移転贈与の2案件、
番号10番は、志波姫地区の 田 2筆 378㎡、畑 2筆 1,637㎡、合計
2,015㎡、所有権移転贈与の1案件、
番号11番は、志波姫地区の 田 1筆 351㎡、使用貸借権設定の1案件、
以上、5案件の説明と全て許可要件を満たしていることを説明。

議長

次に、去る5月23日、議席番号3番 熊谷 ゆり 委員、農地利用最適化推進委員の
佐々木 進 推進委員、及び 佐々木 貞一郎 推進委員が現地確認調査を行っておりますの
で、その結果の報告をお願いいたします。

それでは、佐々木 進 推進委員から報告願います。

佐々木 進 推進委員

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、去る5月23日に4名に
て、書類審査及び現地確認を行いました。

詳細については、事務局から説明があったとおりです。

番号7番については、経営規模拡大による所有権移転売買、

番号8番、9番、10番については、後継者への経営継承のための所有権移転贈与の3
案件、

番号11番については、農業者年金受給のため経営継承するための使用貸借権設定、
であります。

いずれも、許可に当たっては、審査基準である全部効率利用要件や地域調和要件を勘案
しますと、特に問題がないものと判断しました。

以上、ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行
います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号12番から番号14番までの3案件について審議いたします。
それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第3区の番号12番は、鶯沢地区の 田 1筆 431㎡、
番号13番は、鶯沢地区の 田 1筆 1,044㎡、いずれも、所有権移転売買の2案件、
番号14番は、鶯沢地区の 田 7筆 1,781㎡、所有権移転贈与の1案件、
以上、3案件の説明と許可要件を満たしていることを説明。

議長

次に、去る5月23日、議席番号19番 岩淵 弘 委員、農地利用最適化推進委員の
佐藤 東一 推進委員、及び、三浦 勇市 推進委員が現地確認調査を行っておりますので、
その結果の報告をお願いいたします。

それでは、佐藤 東一 推進委員 から報告願います。

佐藤 東一 推進委員

議案第1号について、去る5月23日に4名にて、書類審査、その後、現地確認調査
を行いました。

番号12番から番号14番について、内容は事務局から説明があったとおりですが、番
号12番と13番は、耕作不便のため所有権移転売買、番号14番は、労力不足による
所有権移転贈与となっております。

許可に当たっては、審査基準である全部効率利用要件や地域調和要件を勘案しますと、
特に問題がないものと判断しました。

以上、ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。
次に、討論を行います。討論ありませんか。

—「討論なし」の声—

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についての、番号1番から番号4番までの4案件、番号6番から番号14番までの9案件、合わせて13案件について、原案のとおり許可することに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

議長

挙手多数であります。

よって、日程第7、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についての、番号1番から番号4番までの4案件、番号6番から番号14番までの9案件、合わせて13案件については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長

日程第8、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、を議題といたします。

第1区の番号1番の1案件について、審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号1番は、一迫地区の畑 1筆 8,169㎡のうち1,81㎡を業務用地として一時転用するもので、太陽光発電パネルの支柱箇所として一時転用し、パネル下部では牧草の作付けを行うものであり、令和元年7月に転用許可を得て既に稼働している施設であり、今回は事業継続のため更新申請するものであります。

適切な営農活動の確認については、毎年2月末までに報告いただく収量により確認を取っております。

農地区分は、農用地区域内となっておりますが、営農型太陽光発電設備であり、不許可の例外に該当するものであることを説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、氏家 優一 推進委員から報告願います。

氏家 優一 推進委員

氏家でございます。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請については、去る5月20日に4名にて、書類審査及び現地確認を行いました。

現地確認しますと、施設の管理は適切で下部の牧草も刈り払いが行われており、周辺農地にも影響は与えていないことが確認され、特に問題がないと判断してまいりました。

以上、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

—「討論なし」の声—

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、原案を可とすることに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

議長

挙手多数であります。

よって、日程第8 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請については、原案を可とすることに決定いたしました。

なお、その旨、意見を附して宮城県知事に送付いたします。

議長

日程第9、議案第3号 農地転用事業計画変更承認申請について、を議題といたします。

第1区の番号1番の1案件、について審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号1番は、一迫地区の 田 5筆 2,582㎡のうち14.19㎡を地上権設定するものであります。

事業計画内容は、営農型太陽光発電施設を設置し、パネル下部でブルーベリーの栽培を行うものであり、令和元年8月に転用許可を得て既に稼働している施設だが、当初申請者の経済的理由から事業売却により新たな事業者へ継承するため申請するものであります。

また、事業申請にあたり隣接地所有者から承諾を得ていることを確認しております。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、議席番号20番 三浦 栄 委員から報告願います。

20番 三浦 栄 委員

20番、三浦でございます。

去る5月20日に4名にて、書類審査及び現地確認を行いました。

この案件は、申請の趣旨は事務局説明のとおりであり、現地はブルーベリーが順調に生育し、周辺農地は田であります。排水対策として明渠排水を巡らせており、周辺農地に与える影響もなく、事業計画の変更には特に問題がないものと判断しました。

以上、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

— 「はい」 の声と挙手 —

議長

11番 三浦委員。

11番 三浦 正勝 委員

11番、三浦でございます。

現地はブルーベリーの生育も順調との報告ですが、気になったのは、3条許可でブルーベリーを栽培管理している営農者の方は変更なしでしょうか？

議長

事務局説明。

事務局

ご質問のとおり、営農者については変更はなく、今回は発電事業にかかる部分のみの変更申請です。

議長

三浦委員、よろしいですか。

三浦 正勝 委員

了解しました。

議長

他に質問ございませんか。

—「質疑なし」の声—

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。
次に、討論を行います。討論ありませんか。

—「討論なし」の声—

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第3号 農地転用事業計画変更承認申請について、原案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

議長

挙手多数であります。

よって、日程第9、議案第3号 農地転用事業計画変更承認申請についての、番号1番の1案件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

なお、その旨、意見を附して宮城県知事に送付いたします。

日程第10、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたします。

はじめに、第1区の番号1番から番号5番までの5案件について、審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号1番は、所有権移転売買の案件で、築館地区の畑 1筆 290㎡を業務用地として転用し、太陽光発電施設を設置するものであります。

番号2番は、番号1番の転用と同一案件で、築館地区の畑 1筆 570㎡を業務用地として転用し太陽光発電施設を設置するもので、番号1番の土地と合わせて全体計画面積を860㎡とするものです。

農地区分は、2案件とも都市計画区域内で第1種住居地域に指定されており第3種農地に該当すること、雨水の排水計画も妥当であることを説明。

番号3番は、農地転用事業計画変更承認申請の番号1番の関連案件で、新たな事業者へ地上権設定するため申請となったものであり、一迫地区の田 5筆 2,582㎡のうち14.19㎡を転用し、営農型太陽光発電施設を設置するものです。

番号4番は、賃貸借権設定の案件で、瀬峰地区の田 1筆 1,471㎡を業務用地として転用し、太陽光発電施設を設置するものであります。

農地区分は、第3種農地に該当すること、雨水の排水計画も妥当であることを説明。

番号5番は、賃貸借権設定の案件で貸出人が番号4番の方と同一者ですが、所在農地が別のため個々の案件として取り扱うもので、瀬峰地区の畑 2筆 1,573㎡を業務用地として転用し、太陽光発電施設を設置するものであります。

こちらも農地区分は、第3種農地に該当すること、雨水の排水計画も妥当であることを説明。

以上、5案件が許可要件を満たしていることを説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、議席番号20番 三浦 栄 委員から報告願います。

20番 三浦 栄 委員

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請については、去る5月20日に4名にて、書類審査及び現地確認を行いました。

番号1番、2番の件は、周辺は住宅に接しており街の中で申請地のみが休耕畑であり、太陽光発電施設の高さは2mということで、現地確認時に隣接地権者と話すことができ、これをもって周辺住宅に与える影響もないとのことであり、転用許可には特に問題がないものと判断しました。

番号3番は、先に確認結果を報告済のため説明を割愛します。

番号4番は、周辺は宅地と畑であり申請地は一段高い土地となっており、周辺に与える影響もないようであり、転用許可には特に問題がないものと判断しました。

番号5番は、大雨時に冠水が心配される土地柄ではありますが、申請地はJRの線路敷と同じ高さであり、冠水の心配はないようであることから、転用許可には特に問題がないものと判断しました。

以上、ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

— 「はい」 の声と挙手 —

議長

4番 佐々木 弘 委員。

4番 佐々木 弘 委員

4番、佐々木です。

説明のあった各案件の転用許可自体は問題ないのですが、太陽光パネルが何枚張られても出力は49.5kwとなっているが、これは間違いではないのか？

議長

事務局、説明。

事務局

太陽光パネルの発電出力については、各案件とも低圧の出力で認可を受けているものでパネルでどれだけ発電しても低圧の認可は上限50kwとなっており、発電した後で出力制限をかける装置を設置しております。

パネル枚数を多くする理由として、天候が曇りなどで発電量が少なくなることがある際でも、上限まで発電でき得る規模で設置することにより、悪天候時でもより効果的な発電が見込めることから、案件ごとに枚数が異なっても49.5kwとなっているものです。

議長

佐々木委員、よろしいでしょうか。

4番 佐々木 弘 委員

分かりました。

議長

ほかに質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号6番、7番の2案件について、審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号6番は、所有権移転売買の案件で、若柳地区の田 1筆 209㎡を住宅用地として転用し、隣接する自己所有の雑種地と併せ、一般個人住宅及び駐車場を建築造成するものであります。

農地区分は、都市計画区域第一種住居区域となっており第3農地です。周辺への影響として雨水及び生活雑排水の排水計画も妥当であることを説明。

番号7番は、所有権移転贈与の案件で、若柳地区の畑 1筆 103㎡を業務用地として転用し、駐車場を造成するものであります。

本件は、一部事前着工済のため始末書を添付させております。

農地区分は、第1種農地ですが、既存施設の拡張要件により不許可の例外規定で取り扱いたいと考えます。また、雨水の排水計画も妥当であることを説明。

以上、2案件が許可要件を満たしていることを説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、佐々木 貞一郎 推進委員から報告願います。

佐々木 貞一郎 推進委員

去る5月23日に4名にて、書類審査及び現地確認を行いました。

番号6番の件は、いつでも宅地にできるような状態であり、周辺への影響は特にないと判断します。

番号7番の件は、住宅街の中にある農地で、すでに駐車場が隣接していますが狭隘で車を回すようなスペースがない状況であり、拡張整備しても周辺への影響は特にないと判断します。

以上、2案件ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

—「討論なし」の声—

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について、原案を可とすることに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

議長

挙手多数であります。

よって、日程第10、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請については、原案を可とすることに決定いたしました。

なお、その旨、意見を附して宮城県知事に送付いたします。

日程第11、議案第5号 農用地利用集積計画について、を議題といたします。

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、議事参与の制限に該当する案件がありますので、はじめに、審議を行います。

第1区の番号7番の1案件を審議いたします。

鎌田 英利 推進委員は、議事参与の制限に当たりますので、退席願います。

暫時休憩いたします。(午後2時30分) (鎌田 英利 推進委員 退席)

議長

会議を再開します。(午後2時30分)

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号7番は、瀬峰地区の 田 2筆 10,276㎡、新規の賃貸借権設定である旨を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認め、次に、討論を行います。
討論ありませんか

—「討論なし」の声—

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。
議案第5号 農用地利用集積計画について、の番号7番の1案件について、原案を可とすることに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

議長

挙手多数であります。
よって、日程第11、議案第5号 農用地利用集積計画についての、番号7番の1案件については、原案を可とすることに決定いたしました。
なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、委員の議事参与の制限を解き、鎌田英利 推進委員の入場を許可いたします。

暫時休憩いたします。(午後2時32分) (鎌田 英利 推進委員 着席)

議長

会議を再開いたします。(午後2時32分)

次に、第3区の番号17番、番号18番の2案件、を審議いたします。
議席番号16番 狩野 善典 委員は、議事参与の制限に当たりますので、退席願います。

暫時休憩いたします。(午後2時32分) (16番 狩野 善典 委員 退席)

議長

会議を再開いたします。(午後2時32分)

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第3区の番号17番は、花山地区の田 11筆 6,843㎡、
番号18番は、花山地区の田 1筆 1,267㎡、いずれも、新規の賃貸借権設定である旨の2案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認め、次に、討論を行います。

討論ありませんか。

—「討論なし」の声—

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第5号 農用地利用集積計画についての、第3区の番号17番、番号18番の2案件について、原案を可とすることに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

議長

挙手多数であります。

よって、日程第11、議案第5号 農用地利用集積計画についての、第3区の番号17番、番号18番の2案件は、原案を可とすることに決定いたしました。

なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、委員の議事参与の制限を解き、16番 狩野 善典 委員の入場を許可いたします。

暫時休憩いたします。(午後2時34分) (16番 狩野 善典 委員 着席)

休憩中の会議を再開いたします。(午後2時34分)

次に、第1区の番号1番から番号6番、及び番号8番の7案件、について審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号1番は、築館地区の 田 12筆 11,012㎡、新規の賃貸借権設定の1案件、

番号2番は、高清水地区の 田 7筆 4,445㎡、

番号3番は、高清水地区の 田 2筆 104㎡、

番号4番は、高清水地区の 田 8筆 9,151㎡、畑 1筆 255㎡、合計 9,406㎡、

番号5番は、高清水地区の 田 1筆 4,447㎡、

番号6番は、瀬峰地区の 田 4筆 4,049㎡、いずれも、所有権移転売買の5案件、

番号8番は、瀬峰地区の 田 9筆 8,735㎡、農地中間管理事業による新規の賃貸借権設定の1案件、

以上、7案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

ここで、会議開始から1時間以上が経過しましたので、午後2時45分まで、休憩いたします。

(暫時休憩：午後2時36分から2時45分まで)

議長

休憩中の会議を再開いたします。(午後2時45分)

次に、第2区の番号9番から番号13番までの5案件、について審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号9番は、若柳地区の 田 1筆 154㎡、所有権移転売買の1案件、

番号10番は、若柳地区の 田 2筆 883㎡、更新の賃貸借権設定の1案件、

番号11番は、若柳地区の 田 3筆 2,511㎡、新規の使用貸借権設定の1案件、

番号12番は、金成地区の 田 4筆 4,835㎡、新規の賃貸借権設定の1案件、番号13番は、志波姫地区の 田 1筆 2,368㎡、所有権移転売買の1案件、以上、5案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

次に、第3区の番号14番から番号16番までの3案件、について審議いたします。
それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第3区の番号14番は、栗駒地区の 田 2筆 3,875㎡、新規の賃貸借権設定の1案件、番号15番は、鶯沢地区の 田 1筆 225㎡、所有権移転売買の1案件、番号16番は、鶯沢地区の 田 4筆 3,082㎡、新規の賃貸借権設定の1案件、以上、3案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認め、次に、討論を行います。
討論ありませんか

—「討論なし」の声—

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。
日程第11、議案第5号 農用地利用集積計画についての、番号1番から番号6番までの6案件、番号8番から番号16番までの9案件、合わせて15案件について、原案を可とすることに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

議長

挙手多数であります。

よって、日程第11、議案第5号 農用地利用集積計画についての、
番号1番から番号6番までの6案件、
番号8番から番号16番までの9案件、
合わせて15案件については、原案を可とすることに決定いたしました。
なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

議長

日程第12、議案第6号 非農地証明願について、を議題といたします。
第3区の番号1番、番号2番の2案件を審議いたします。
それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第3区の番号1番は、栗駒地区の 田 2筆 2,449㎡、願出地は、平成10年頃に
労力不足で耕作できなくなり原野化が進み現在に至るもので、農地への復元が困難である
ことから、非農地の証明を願い出た旨の1案件、
番号2番は、花山地区の 畑 1筆 10,294㎡、願出地は、昭和30年頃に先代
の労力不足で耕作できなくなり山林化が進み現在に至るもので、農地への復元が困難である
ことから、非農地の証明を願い出た旨の1案件、
以上、2案件を説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。
それでは、三浦 勇市 推進委員から報告願います。

三浦 勇市 推進委員

報告いたします。去る5月23日に4名にて、現地確認を行いました。
番号1番の件は、現地を確認しますと、全面に柳が繁茂し、今後農地への復旧は困難で
あると判断しました。
番号2番の件は、現地を確認しますと、山林にしか見えない状況で、筆界も分からない
状態となっており、今後農地への復旧は困難であると判断しました。
以上、ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行い

ます。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。次に、討論を行います。

討論ありませんか。

—「討論なし」の声—

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第6号、非農地証明願については、原案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

議長

挙手多数であります。

よって、日程第12、議案第6号 非農地証明願については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長

日程第13、議案第7号 農地利用状況調査に伴う非農地の判断について、を議題といたします。

番号1番から22番までの22案件について、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

番号1番は、築館地区の 田 611 m²、地目は、登記現況とも田、

番号2番は、築館地区の 田 200 m²、地目は、登記現況とも田、

番号3番は、築館地区の 田 5,996 m²、地目は、登記現況とも田、

番号4番は、栗駒地区の 田 428 m²、地目は、登記は田、現況は原野、

番号5番は、栗駒地区の 田 199 m²、地目は、登記現況とも田、

番号6番は、栗駒地区の 田 460 m²、地目は、登記現況とも田、

番号7番は、清水地区の 田 885 m²、地目は、登記現況とも田、

番号8番は、鶯沢地区の 田 214 m²、地目は、登記現況とも田、

番号9番は、鶯沢地区の 田 404 m²、地目は、登記現況とも田、
番号10番は、金成地区の 田 556 m²、地目は、登記現況とも田、
番号11番は、金成地区の 田 1,774 m²、地目は、登記現況とも田、
番号12番は、金成地区の 田 380 m²、地目は、登記現況とも田、
番号13番は、金成地区の 田 279 m²、地目は、登記現況とも田、
番号14番は、金成地区の 田 73 m²、地目は、登記現況とも田、
番号15番は、金成地区の 田 1,177 m²、地目は、登記現況とも田、
番号16番は、金成地区の 田 2,540 m²、地目は、登記現況とも田、
番号17番は、金成地区の 田 419 m²、地目は、登記現況とも田、
番号18番は、金成地区の 田 66 m²、地目は、登記現況とも田、
番号19番は、金成地区の 田 3,072 m²、地目は、登記現況とも田、
番号20番は、金成地区の 田 1,811 m²、地目は、登記現況とも田、
番号21番は、金成地区の 田 3,254 m²、地目は、登記現況とも田、
番号22番は、金成地区の 田 3,747 m²、地目は、登記現況とも田、
以上、22案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

議長

質疑なしと認め、次に、討論を行います。
討論ありませんか

—「討論なし」の声—

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。
議案第7号 農地利用状況調査に伴う非農地の判断について、原案のとおり決定することに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

議長

挙手多数であります。
よって、日程第13、議案第7号 農地利用状況調査に伴う非農地の判断については、原案のとおり、決定することに決定いたしました。

議長

以上をもちまして、会議案件は全て議了いたしました。

これで、令和4年 第5回 栗原市農業委員会総会を閉会いたします。

ご起立願います。ご苦勞様でした。

< 午後 3時 15分 閉会 >

本会議の顛末を記録し、その正当なることを証するためここに署名捺印する。

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員